

報告第 19 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐 立 青

専決処分第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について（一部変更）

令和7年2月19日 専決処分第42号にて決定した損害賠償額について、時間外勤務手当該当分「金2,708円」を「金2,146円」に変更する。

変更の理由

時間外勤務手当未払分の遅延損害金として決定した損害賠償額の元本に重複している部分があることが判明したため、損害賠償額を変更するものである。